

日弁連法務研究財団：認証評価検討委員会（第1回）議事録

1 日時 2003年11月21日（金）午後2時～4時

2 場所 弁護士会館17階1702会議室

3 出席者

理事長 新堂幸司

委員 浅古 弘、飯田 隆、飯室勝彦、浦部法穂、小幡純子、柏木 昇、川端和治、  
菊池武久

京藤哲久、小山 稔、高木晴夫、中川深雪、納谷廣美、宮川光治、村瀬 均、

吉松 悟

米倉 明

事務局 宮武洋吉、山本崇晶、由岐和広

4 議題

1 組織構成について

2 運営方法について

3 準備会の検討状況報告

4 11月1日開催シンポジウムの報告

5 検討の進め方について

6 検討・討議

5 配付資料

資料1 認証評価検討委員会・委員名簿

資料2 学校教育法の一部を改正する法律抜粋

資料3 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

資料4 専門職大学院設置基準

資料5 法科大学院の第三者評価（適格認定）の在り方について（意見の整理）（案）

資料6 文部科学大臣が第三者評価機関を認証する際の基準（細目）について

資料7 法科大学院の認証評価機関の認証基準（細目）について

資料8 黎明期にある法科大学院の認証評価

資料9 法科大学院の認証評価に関するシンポジウム（03.11.1）報告書

資料10 意見交換会 意見要旨

資料11 文部科学省告示第53号（専門職大学院設置基準関連）

資料12 論点整理（認証評価および評価基準の在り方と基本構想）

資料13 評価基準のイメージ

資料番号なし：認証評価検討委員会進め方（案）

6 議事

○新堂理事長 それでは、日弁連法務研究財団認証評価検討委員会を開催させていただきたいと思います。私は、日弁連法務研究財団の理事長をいたしております、この第三者評価あるいは認証機関の事業を法務研究財団としても行いたいということで、これまでいろいろな研究を進めさせていただきました。皆様方、各界から、大変お忙しい時期にもかかわらず、ご出席賜り、本財団に協力していただき、まことにありがとうございます。ご承知のように来年の4月には法科大学院が創設されます。法曹養成に特化した大学院ということでございますので、財団といたしましても、大変重大な関心を持っております。のみならず、ぜひ積極的に法科大学院の質の向上ということを目指しまして、何らかのお手伝いをしたいという願いを持ちまして、その第三者評価という事業に参加しようと考えた次第でございます。しかし、そうは申しましても、これは大変予算も人もかかる事業でございますし、何分にも皆様方のような、いろいろな方面で高い見識を持っておられる方々に、色々なご意見を賜りながら、この事業を遂行しなければ、とても成功はおぼつかないというふうに考えております。皆様方の熱いご理解、ご支援を賜りたいと思っている次第でございます。本日は、どうもありがとうございました。

この委員会の委員長を定めさせていただく前、若干の形式的な司会を私が担当させていただきます。皆様方、初めての先生方が多いかと存じますので、とりあえずは皆様方の自己紹介をごく簡単にやらせていただきたいと思います。よろしゅうございませうでしょうか。

そうしましたら、あいうえお順で浅古先生の方からよろしく願います。

○浅古委員 早稲田大学法学部の浅古でございます。早稲田大学では、法科大学院開設準備委員会の副委員長を務めております。専門は、日本法制史です。よろしく願います。

○飯田委員 弁護士の飯田でございます。26期でございます。この委員会の準備会の委員長を務めさせていただきました。その関係でお世話になります。どうぞよろしく願います。

○飯室委員 東京新聞の飯室と申します。ずっとこの3月まで東京新聞の飯室とだけ名乗ってきたのですけれども、この4月から二足のわらじを履くようになりまして、中途半端な生活をしておりますけれども、相変わらず論説の方は東京新聞・中日新聞でいろいろ書いています。

○浦部委員 神戸大学の浦部と申します。専門は憲法です。

○小幡委員 上智大学の小幡と申します。専門は行政法でございます。

○柏木委員 中央大学の柏木です。国際取引法と国際経済法を教えています。

○川端委員 弁護士の川端です。日弁連の法科大学院問題の囑託を務めさせていただきます。よろしく願います。

○菊池委員 ミレアホールディングスの監査役をやっています菊池と申します。ミレアホールディングスをご存じない方は多いと思いますが、東京海上という保険会社の親

会社でございます。

○京藤委員 明治学院大学の京藤と申します。明治学院大学で法科大学院を立ち上げるその産婆役をやるつもりだったのが、いつの間にか妊婦役になってしまったものです。

○小山委員 法務研究財団の常務理事の小山でございます。

○高木委員 慶応大学に大学院経営管理研究科、ビジネススクールというところがございまして、そこで経営学を担当しております。法律とは、実は接点がほとんどないのですが、私自身がケースメソッドという名前の討論型の授業の展開を大学院として責任を持っておる関係で、きょうお声をかけていただきまして、ここにおります。どうぞよろしく。

○中川委員 中川と申します。法務省で法科大学院の派遣の関係の窓口をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○納谷委員 納谷と申します。明治大学の法学部長をやっています。法科大学院を立ち上げることが出来てほっとしているところでございます。よろしく申し上げます。民事訴訟法を担当しています。

○宮川委員 東京弁護士会の宮川光治と申します。法科大学院センターで、最初はカリキュラムの仕事、最近は司法試験と司法修習の仕事を担当しております。

○村瀬委員 東京地方裁判所の村瀬でございます。刑事部の方におります。昨年8月までは、司法研修所に5年間いました。よろしく申し上げます。

○吉松委員 司法研修所教官の吉松でございます。検察教官ということで3年間教えさせていただいております。よろしく申し上げます。

○米倉委員 米倉でございます。早稲田大学法学部におりまして、民法を主にやっております。民法の方でケースメソッドをやってみたくて、定年で大学やめるまでには日本で最初の試みを1回やってみたくて、普通だったら定年くりあげてやめて楽しんでよかなと思っていましたのですけれども、考えてみたら歴史的な事件にぶつかっているわけです。自分からおりることはあるまいと思って、おもしろいから、やってみようというので、入り込んだ。そこに目をつけたのが新堂先生で、引っ張り込まれてしまいまして、よろしく申し上げます。

○新堂理事長 それでは、委員長を選出いたしたいと思いますが、私といたしましては柏木昇先生をお願いいたしたいと思いますが、皆さん、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

○新堂理事長 よろしいでしょうか。

それから、副委員長でございますが、京藤哲久先生と飯田隆先生をお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

○新堂理事長 ありがとうございます。それでは、これ以後は委員長、柏木先生に司会もお願いいたしたいと思います。

ちょっと先ほどあいさつの中で言い落としてしまったけれども、この認証評価検討委員会を立ち上げた経緯で、実は文部科学省の方から、この第三者評価事業について調査研究をされたいと、どういう視点から、どういう方法で、どういう点を評価すべきか、これらについて調査研究をしてもらいたいという依頼も受けており、それなりの調査研究費も受けておりますことをあわせて申し添えさせていただきます。大変失礼いたしました。

では、よろしく願いいたします。

○柏木委員長 委員長にご指名をいただきました柏木です。米倉先生からお話がありましたように、今大変な時期にぶつかっております、これだけ短い間に法科大学院を設立しなければならないということで大変混乱が生じているように思います。法科大学院の規模も300名規模から30名規模とさまざまですし、それから皆様もよくご存じかと思いますが、既存の法学部をそのまま残したまま法科大学院を設立するという事になったものですから、教員が足りなくて不可のマークをつけられた方がたくさんいて大混乱に陥っている。それから、カリキュラムも、各法科大学院、千差万別であります。こういう混乱時代に法科大学院がスタートするわけですが、とにかく日本ではやったことのない初めての試みなので、これがどう動くかということは大変重要な問題であります。つくってしまえばいいというものではないわけです。ということで、第三者評価ということが非常に重要になってくるわけですが、そういう非常に大事な任務を背負った第三者評価というものをどう作り出していくかということにつきまして、皆様の知恵を拝借し、できる限りいいものをつくっていきたくと考えております。私が委員長として、それだけの力量があるかどうか、甚だ疑問ではありますが、何とか最善の努力を傾けたいと思っておりますので、ぜひお力添えをいただきたく、よろしく願い申し上げます。

○京藤副委員長 柏木先生がおっしゃったとおりで、私は先ほど話しましたが、最初は法科大学院に移るつもりがなくて、学則案をつくり、その後設置趣意書から入試の採用基準まで、何かすべてにかかわりましたので、中小企業のような立場で中味についてはよくわかる立場ではあるのですが、これが本当に実現できるのかどうかということについては大変不安があります。個人的には、刑法の研究者として学部に残る場合と較べると、転職をするような意識が非常に強くあります。これをどんなふうに安定したものにしていくのか非常に大変で、やはり自分自分も勉強しなくてはいけないと思ひまして検討委員会に出てきた次第ですので、よろしく願いいたします。

○飯田副委員長 法科大学院も、いよいよ来年4月からということで、制度設計で最後に残ったものがこの第三者評価かなという感じがします。法曹養成という視点から、適切かつ特色ある評価事業ができればと願っておりますので、どうかよろしくご協力をお願い申し上げます。

○柏木委員長 それでは、次は事務局の方々のご紹介ですが、山本先生からお願いします。

○山本事務局員 弁護士山本と申します。よろしく願いいたします。事務局でさまざまな書類作成など調整の仕事をしております。よろしく願いいたします。

○由岐事務局員 由岐と申します。法科大学院センターの事務局長をやっている関係で、こちらの方の事務局の一員にさせていただきました。今後ともよろしく願います。  
○宮武事務局員 同じく事務局員の宮武でございます。どうぞよろしく願います。  
○柏木委員長 それでは、次は事務局長を選出することになりますけれども、もし皆様方にアイデアがなければ、私の方から腹案を申し述べさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柏木委員長 それでは、由岐先生に事務局長をお願いしたいと思います。  
○由岐事務局長 よろしく願います。先ほど言いましたように法科大学院の方の事務局長で、こちら事務局長ということで、ほとんど事務局長ばかりですが、よろしく願います。  
○柏木委員長 ありがとうございます。

それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は、お手元にお配りしました第1回認証評価検討委員会議題と書いてございます用紙に記載しておりますが、第1は組織構成についてでございます。組織構成について、事務局長の方からご説明いたします

○由岐事務局長 私ではなく飯田副委員長の方から。  
○飯田副委員長 今、委員長、副委員長を選任させていただきましたもので、この議題終わったなと思っております。  
○柏木委員長 失礼いたしました。次に運営方法ですけれども。  
○飯田副委員長 この委員会の公開、非公開、あるいは議事の公開等についてどのようにすべきかということでございます。時代の流れとしては、公開ということではないかと思っておりますが、そのあたりご意見いただければと思います。  
○柏木委員長 アイデアとしましては、議事要旨、それから議事録すべて公開するという方法と議事要旨だけを公開するというような方法があるかと思っておりますけれども、今飯田副委員長からお話がありましたように現在の趨勢はすべて情報公開ということで、このようなパブリックな性格を持った会議については大体公開の方向ですので、私はすべて公開ということでよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柏木委員長 よろしゅうございますか。  
○由岐事務局長 済みません、氏名等も公開してよろしいのでしょうか。  
○柏木委員長 発言者の氏名等も公開してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○柏木委員長 大体議事録を見ますと、氏名だけ隠してもわかってしまうものですので、氏名も含めて公開するということにしたいと思っております。  
○宮川委員 公開は、議事録を反訳をしたものでしょうか、それともある程度まとめるのでしょうか。それから、どのような形で公開するのですか。法務研究財団のホームページ

にこの議事録を随時掲載していくのでしょうか。

○飯田副委員長 原則的には、反訳してホームページで公開するということを考えております。

○宮川委員 それから、認証評価の事業には競争相手があるわけですが、ここで吟味していることが全部筒抜けになってしまいます。構わないということでしょうか。

○柏木委員長 どうなのでしょう。競争相手といっても経済界の競争とはちょっと産業界の競争とは種類が違うので、いいアイデアを盗んでいただくのはかえって日本の司法制度のためにいいのかなという気もいたしますし、反訳を公開するといっても、反訳をつくってそれを生のまま公開するのではなくて、皆さんに一遍見ていただくという手続は踏んで、そのときにオフレコにすべきことあるいは競争相手にわかってはいけなようなことがもしあれば、そこで削除するという方法がとれるのではないかと思います。

○宮川委員 わかりました。

○柏木委員長 そのほか今の点につきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

○米倉委員 公開のスピードなのですから、どうせ出すのなら、早く新鮮なうちに出した方がいいように思います。忘れたころに出されると意味がなくなってしまうと思いますので、よろしく願いいたします。

○柏木委員長 反訳自体、割と早くでき上がってくるのですけれども、そのレビューの時間がかかって、なかなか原稿が返ってこないということで時間がかかるようです。事務局の方々に反訳を早く送っていただくということもさることながら、それを皆様方のところにレビューに回したときに早くチェックしていただくということも必要ではないかという気がいたします。いずれにしても米倉先生がご指摘なされた点は大変重要な点ですので、ぜひご協力を自戒の意味も込めてお願いいたします。

○川端委員 情報の公開を早くするという意味では、議事の要旨を最初事務局なりの責任でつくって、すぐ発表する、議事録は、皆さんのチェックを得てから発表するというようなやり方をしているところが最近多いのですけれども、そういうふうにならたらどうでしょう。そうすると、タイムラグが非常に少なくなると思うのですが。

○飯室委員 推進本部の検討会がそうですね。事務局の責任で議事要旨を送ります。そのかわり、これは事務局の責任でつくったものだから、訂正とか間違いがありますよという留保をつけて、あれも短期で出ますよね。

○柏木委員長 事務局はいかがでしょう。

○由岐事務局長 今必死につくっております。

○柏木委員長 はい、わかりました。ということで、議事要旨は事務局の責任でつくっていただいて、これを早く公表するということで了承されました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、その次の議題ですけれども、準備会の検討状況の報告ですが、これはいかがでしょう。

○飯田副委員長 準備会は、ことしの3月につくられまして、10月まで活動しまして、11月1日のシンポジウムでは中間的な総括をさせていただきました。大体月に1回全体会議、途中で1, 2回ないし3, 4回の事務局会議を開いてまいりました。8月から10月にかけては、研究者の方々との意見交換会、10月には経済界並びに労働界、消費者、マスコミの方々と意見交換会をさせていただきました。その活動につきましては、本日の資料の資料10、これが意見交換会の要旨でございます。それを踏まえまして、準備会としての意見をまとめまして、この委員会に対するたたき台としてつくらせていただきましたのが資料8の「黎明期にある法科大学院の認証評価」という資料でございます。この資料8につきましては、後ほどご議論いただきたいたたき台でございますが、準備会の方で取りまとめた内容として、この認証評価の基本的な考え方につきましては、資料8の2ページから3ページに書かれていますが、ユーザーの視点、法律実務家の視点、法科大学院の自己改革の視点、法科大学院との対話重視、実質重視と、そういう五つの基本的な考え方で認証評価の取り組みができればというように考えている次第です。教育内容としましては、この資料8の4ページから6ページに記載されていますが、二つのマインド、七つのスキルと、そういうスローガンを置いてございますけれども、法律専門職責任としては、5ページの法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理であり、法律専門職能力としては七つのスキル、これには問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力、こういうものが法律家として必要ではないかと。もちろん、それは我々法曹が生涯かけて追求するものでございますから、法科大学院としてはどのレベルまでそれを教育されるかについては、各大学院次第だと思いますが、少なくともその基礎は教える必要はあるのではないかと、そういう整理をさせていただいたわけでございます。さらに、6ページに法科大学院の取り組み体制として、五つの姿勢というのを整理いたしました。これは、6ページの ですが、実社会・実務との連携・融合、2番目は国際性、3番目が学生の多様性、入学者選抜の開放・公正性、4番目が適正な運営・自己改革への制度的措置、5番目が情報公開、こういう姿勢が必要ではないかと考えたわけでございます。こういうものを中心に評価基準を組み立てていく必要があるのではないかと、そのように言っているわけです。このように準備会の考えをまとめまして、11月1日のシンポジウムを開いたわけでございます。11月1日のシンポジウムの資料は、資料9でございます。資料9の2枚目の裏にございますが、タイムテーブルが書かれてございますけれども、最初に認証評価の研究者として造詣の深い羽田先生に「法科大学院の第三者評価とは」という総括的な基調講演をいただきまして、その後ユーザーの各界の代表と目される方々、鳥取県知事の片山さん、UIゼンセン同盟会長の高木さん、住商リース顧問の中川さん、朝日新聞論説委員の豊さん、この方々から、ユーザーの視点から法曹像を語っていただきました。その後、私が準備会のまとめた内容についてご説明申し上げました。以上がシンポジウムの概要でございますが、このときに私が申し上げましたプレゼンテーションがその2枚後にございます「日弁

連法務研究財団による認証評価の概要」で、これに沿って当日申し上げたわけでございます。その後1時間ぐらい質疑応答、意見交換などで、その内容につきましては、このシンポの資料の15ページ、議事メモとありますが、事務局の宮武さんが中心になってまとめられたものがこの議事メモでございます。この議事メモの第3のところパネルディスカッションの内容でございまして、第5の部分が質疑応答のところでございます。パネルディスカッションにおきましては、ユーザーの方々から、ユーザーの求める視点として、プレゼンテーションの「日弁連法務研究財団による認証評価の概要」の3ページ目でございますけれども、現状を変革するチャレンジ精神、総合的判断力、社会性、倫理性、使命感、志、覚悟、心の痛みがわかる想像力、感受性、熱い心、そして教養、スピード、サービス精神。ユーザーの方々のおっしゃっていることを整理すると、大体その五つの項目ぐらいに整理できるのかなと、当日、整理いたしましたので、その場でご報告させていただきました。その後の意見交換、質疑応答では、いろいろな質問がございましたが、法科大学院の評価で何をポイントにするのかと、特に司法試験との関係等についての質問がありました。その卒業生という成果物で評価するのか、そのプロセスで評価するのか、そのあたりの質問がございまして、私としてはプロセスを評価すると、どういう教育をしているのか、そのプロセスを評価するのがこの評価機関の役割ではないかというふうに申し上げたわけでございます。このあたりもきょうご議論いただかなければいけないところではないかと思っております。

以上が議題3と4とをかいつままでご説明申し上げましたが、準備会の半年間の活動についてご報告をさせていただきました。

○柏木委員長 ありがとうございます。ただいまの点についてご意見ございますでしょうか。

○中川委員 関係がよくわからないので、教えていただきたいのですが、準備会と今回の検討会の位置づけとありますが、このあたりはどうなっているのか。よくわからないので、もし差し支えなければ教えてください。

○飯田副委員長 準備会は、あくまでこの委員会が立ち上がるまでの準備活動でございまして、この委員会でご検討をいただくためのいろんな問題点の整理とか、たたき台とかをつくってきました。この委員会で正式にいろいろご検討をいただく、そのための単なる準備活動、こういう位置づけでございます。素材を提供させていただきましたというだけでございます。

○柏木委員長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。それでは、次の議題ですが、検討の進め方について、これも飯田先生からお願いいたします。

○飯田副委員長 事前にご送付申し上げました資料の中に認証評価検討委員会進め方(案)というものを同封させていただいたわけでございます。来年4月に認証の申請をする必要がございまして、その間、半年弱の期間しかございません。月1回ぐらいのペースでこの検討委員会をお開きいただきまして、4月に認証申請をするということになりますと、た



くさんの議論を非常に精力的にお願いしないといけないのではないかと思います。その中で現在考えられる議論を順番に整理しまして、このような順番でご議論をお願いしないと、間に合わないのではないかと思います。大変盛りだくさんでございますけれども、議論をいただく事項と、その順番を並べてみたのがこの進め方案でございますので、どのように議論すれば、建設的に議論できるのかについてご検討いただければと思って、たたき台としておつくり申し上げました。

本日は、第1回目でございますから、やはり認証評価および評価基準の在り方と基本構想、この辺りを中心にご議論いただくという必要があると思いますので、本日も都合がつかなくて、ご欠席の方もいらっしゃいますし、本日の議論を深めるという観点からも第2回目も半分ぐらいの議論が必要になるのではないかと思います。第2回目には、評価基準の具体的内容について事務局の方で検討いただきまして、ご提示いただく必要があるのではないかなと思っています。具体的内容については、第2回目、第3回目、第4回目あたりで、3回ぐらい議論する必要があるのではないかなと思っている次第です。

評価基準の検討と並行して自己点検評価の報告書、どういうものを求めるか、これも非常に重要なところでございますので、2回目ぐらいから議論をしていただきまして、2回目、3回目あたりで、これも固めていただく必要があると。3回ぐらいで、具体的なイメージが固まってまいりますので、運営及び組織体制の議論に入っていただく必要があるかと思ひまして、その運営及び組織体制については、3回、4回あたりでやっていただく必要があると。さらに具体的にどんな評価のやり方があるかにつきましても3回目あたりから議論をいただく必要があるのではないかなと思っております。4回目、5回目になりますと、いわゆる異議申立手続等の検討が必要で、最後に意見書の取りまとめが必要でございますので、4回目、5回目でそのあたりのご議論をいただくということでございます。1カ月に1回で、大変ハイペースでございますけれども、これらの進め方をお願いしないといけないのではないかなと思って、たたき台としておつくりした次第でございます。よろしくお申し上げます。

○柏木委員長 かなり切迫したスケジュールになっておりますけれども、いかがでございましょうか、このような進め方で進めてよろしゅうございますでしょうか。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、次の議題の検討・討議に入りますけれども、これはきょうの認証評価検討委員会進め方(案)の中にごございます、認証評価および評価基準の在り方と基本構想ということについてディスカッションすることになると思います。この件について、飯田先生の方から話を。

○飯田副委員長 論点を簡単にちょっと整理した案をつくりましたので、それをご配付させていただきます。

○柏木委員長 それでは、今お配りしました論点整理につきまして、皆さん初めてごらんになったと思いますので、この各論点につきまして一応ざっと飯田先生の方からご説明お

願いたいと思います。

○飯田副委員長 資料8をごらんいただきたいと思います。この論点整理は基本的に資料8に沿って説明させていただくところが多いようでございます。

まず、1番につきましての認証評価事業の取り組みの基本的な考え方ということでございますが、これにつきましては、準備会段階では資料8の2ページから3ページにかけて、このような取り組みの基本的な考え方という形で整理させていただきましたが、これを一つのたたき台としてご議論いただければと思っている次第でございます。

認証評価について、2番目の重点を置くべき事項としましては、先ほど申し上げました二つのマインド、七つのスキルにつきまして整理させていただきましたところでございますけれども、このような点を重点を置いて評価すべきかどうかについて、ご議論いただければというところでございます。

3番目の論点につきましての認証評価と司法試験の関係、これはまさに前回のシンポジウムで非常に問題になっておったところでございますので、司法試験の合格率というのを認証評価の対象として入れるべきなのかどうか、認証評価事業の基本的な問題にかかわるところだと思っておりますが、この点についてのご議論を賜りたいということでございます。

4番目は、評価基準は、mustな事項に限るか、betterな事項を加えるか、という論点でございますが、これは資料8、7ページの4の評価基準というところで、極めて簡単にしか書いていないのでございますが、適、不適だけの事項を設置すべきなのか、それとも適、不適以外の、より望ましい事項といえますか、そういう目標基準みたいなものを入れるのかというこの評価事業についての基本的に重要なところでございます。

5番目は、それと関連するのでございますが、評価結果では適、不適だけにするのか、それとも適、不適以外の段階評価をするのかについて、これと同じような基本骨格にかかわるところでございます。

6番目は、5番と連動するわけでございますが、評価結果というのはmustな事項が一項目でも不適であれば全体が不適になるのか、それとも総合評価は、それとは別に行うのかという問題でございます。

7番目につきましては、部門別評価というのはちょっと表現としての確ではないかもしれませんが、ある項目が非常に素晴らしいと、しかし全体としては普通であるというような場合に、非常に特色ある、頑張っている部分があれば、それはそれなりに高く評価してやるというような形でのインセンティブといえますか、頑張っている部分については頑張っているという評価をすることが、法科大学院に努力をさせる方法かもしれませんが、そういうこともやるべきかどうかについてのご議論をいただきたいということになります。

評価基準の大綱につきましては、本日の配付資料13、評価基準のイメージということで、今事務局でいろいろ評価基準を検討している最中でございますけれども、現在持

っているイメージが資料13でございます。大項目として、第1が法科大学院運営の基本方針、入学者選抜が第2になります。第3第4として、カリキュラムの教え方。これを3と4に分けたのは、3が基本的には静態評価で、4がどのように効果的に教えているかという動態評価というふうに分けてみました。恐らくそういう動態評価にチャレンジするというのが一つの特色なのかなというふうに考えまして、3と4に分けてみたところでございます。先ほどの二つのマインド、七つのスキルというのは、これも動態評価と関連するのかなというふうに考えています。

5番目が教員、6番目が成績評価・修了認定、7番目が教育・学習の環境、8番目が自己改革体制と、このように大きく整理すると、こういう項目に分かれるのかなというふうに考える次第です。

9番目の評価方法と評価体制、これにつきましては、先ほどの資料8の7ページから8ページにかけて評価方法というところに整理しているところでございますが、法科大学院による自己点検、自己評価書の提出を受けまして現地調査をしまして、評価報告書を作成して異議手続、その後確定、公表と、こういう段取りを考えているわけですが、そういう基本的な骨格で、よろしいかどうかにつきましてのご検討をいただければということで考えておりますが、現在のあり方についての論点を整理させていただきました。

○柏木委員長 いかがでございますでしょうか。この論点整理の論点、九つばかりありましたが、このほかにもあるのかなという気がいたしますけれども、私自身は今のところちょっとこのほかに何がつけ加わればよろしいのか、もうちょっとじっくり考えてみたいなという気がしております。ほかの委員の方で、この点は重要ではないかと、議論すべきではないかというようなことにつきまして、お気づきになった方いらっしゃいますでしょうか。あるいは、この点はそんなに議論する必要はないのではないかというような点もあれば、ぜひご意見をお伺いしたいと思います。

○高木委員 認証評価を受けて、仮に不適となった場合の再審査をどうするかということと、それから適となった場合の更新評価をどうするかということも議論した方がいいのではないかと。

○柏木委員長 更新とは。

○高木委員 更新。すなわち、適格であるという認証を受けても、ずっと適格でいられるかどうか、要するに何年か置きに更新のような評価をすべきかどうかということです。自動車運転免許でも必ず更新がありますね。

○柏木委員長 それについては、飯田先生からご説明をお願いいたします。

○飯田副委員長 まず、更新の問題ですが、認証評価は5年に1回受けないといけないということになっています。有効期間は5年間ということになるかなと思います。

あと、不適の場合の異議手続でございますけれども、この評価書の作成は資料の8ページなのですが、まず評価委員会報告書(案)をつくりまして、法科大学院に意見を

求めると。それを踏まえて評価報告書を決定するという、その上でそれを法科大学院に送付しまして、その結論に異議がある場合には異議手続という手続に入りまして、この異議手続では評価委員会の上部組織に当たります評議会ですべてを審査して、内容に問題があれば再調査命令を出し、再調査すると。何も問題なければ、それで確定するという、そういう異議手続というのが法律上要求されていると思っております。

○柏木委員長 それから、不適格の認定を受けますと、文部科学省の方で、それをさらに審査して、是正命令を下し、その是正命令に従わない場合には認可取り消しもあり得ると了解しております。ほかにご意見は。

○京藤副委員長 これは、この中身の問題というよりも、その認証評価機関がどこに落ちつくのかという点で、配付されたその資料をちょっと拝見してみました、少し説明をいただければと思うところがあります。資料5の法科大学院の第三者評価の在り方について(意見の整理)(案)というのがあったと思いますけれども、その2ページ目にミニマム・スタンダードについて、コメントでは全国統一的な内容となることが担保されるようなことを考えると、あるいはそれを行う機関は一つに限ることが望ましいというふうに書いてあるのですけれども、認証評価機関というのは複数できると思うのですが、この日弁連法務研究財団の認証評価機関はどこに落ちつくのでしょうか。1個しかないのだったら、これは非常に簡単なのですけれども、二つあるような場合どうなるのでしょうか。個人的にはミニマム・スタンダードをどこかがやって、それ以外の部分を認証評価機関がやるというのは、全体を見ないことになるので、この発想そのものは非常に変な発想だと思うのですが、ミニマム・スタンダードに適合しているかどうかを認定する機関は全国で一つに限ることが望ましいということにしてしまうとすると、ここで何を議論するのかということに関係がしてくると思いますので、このあたりの議論がどうなっているかを教えていただけないでしょうか。

○飯田副委員長 資料5は検討会の意見のまとめで、最終的には、このミニマム・スタンダードに適合しているかどうかを認定する機関は一つに限ることにならなかったわけでございまして、このあたり川端先生からご説明いただいてもよろしいのではないかと思います。

○川端委員 検討会のまとめでは、ミニマム・スタンダードを認定する機関は全国で一つあり、そのミニマム・スタンダード違反のところは司法試験の受験資格を与えないことに直結させるという構想だったのですけれども、それが結局立法段階で受け入れられません。認証評価機関は複数、それぞれの認証評価基準によって認証するという事になったのです。ただし、文部科学省は、各認証評価機関が不適としたところについては、設置基準違反がないかどうか調べる手続に入りまして、もし設置基準違反があれば、設置を認可を取り消すというような仕組みになっております。ただ、そこは間接的な仕組みになっておりますが、各認証評価機関は文部科学省の設置基準をある程度意識して、その基準違反があると言えるのか言えないのかということがそれぞれの認証評価の際にわかるような

形で評価してやるのが親切かなと思います。

○京藤副委員長 そうすると、この2ページの一番上の全国統一的な内容、例えば設置基準を満たしているかどうかということについてのチェック事項、チェック項目、こういったものを文部科学省があらかじめ示し、その内容を組み入れるような仕組みになる可能性もあるのでしょうか。

○川端委員 それはないです。要するに、文部科学省は文部科学省で設置認可の基準というのを持っていて、その細目については告示とか、あるいは設置段階の留意事項とか、いろいろあると思いますけれども、これに従っても設置認可しているわけです。ただ、文部科学省の設置認可の仕組みというのは、制度上、完成年度までフォローアップするというだけです。法科大学院の間では設置から3年目でフォローアップ期間が終わってしまう。今までは、事実上その後は野放しになったのですけれども、新しい制度ではその後も設置認可基準違反があれば、設置認可の取り消しができるということになっておりまして、その違反があるかどうか判断する一つのきっかけになるのが第三者評価機関の適格認定を受けられないということです。そういう仕組みです。

○柏木委員長 これは確認なのですが、この資料5というのは司法制度改革準備室の法曹養成検討会の資料なのですね。

○川端委員 はい、そうです。法曹養成検討会での結論がそのまま立法されなかったということです。

○小幡委員 一つよろしいですか。そうであれば、今設置認可で適用されている基準というのが、そのミニマム・スタンダードということで、ずっとその3年後も継続するものだろうと考えられるのですか。

○川端委員 ええ、そういうことです。10年後になっても、設置認可基準が、例えば15人に1人の専任教員とか、そういうことが守られていないと基準違反ということで認可取り消しになるということです。

○小幡委員 ただ実際に出されている基準には、それ以上非常に細かいものがありますですね。

○川端委員 細かいものは、どこかで基準になるかというのは非常に微妙な問題がありますけれども。

○飯田副委員長 もうご存じの方は多いかと思いますが、資料3の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の第5条、法科大学院の適格認定等というのがございます。これが私どもが法科大学院の認証評価事業をする根拠条文になるわけでございます。その元になるのは資料2の方でございまして、学校教育法69条の3、ここで認証評価機関による認証評価を受けないといけないということになっておりまして、その法科大学院における特別法に当たりますのが先ほどの資料3の第5条にあたるわけでございます。この第5条第1項で、認証評価機関は、それぞれが法科大学院評価基準というのをつくりまして、法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認

定を行うというふうになっております。だから、この法科大学院評価基準というのは、設置基準そのものではなくて、それにプラスアルファが加わったものとして、この評価基準というのはつくられると。それに従って法科大学院の教育研究活動が適合するかどうかを判断する。そういう役割をこの評価機関が担うと、そういう関係に立つわけでございます。だから、評価基準は、設置基準そのものではなくて、それにプラスアルファを加えられたものがこの評価基準ということでございます。

○柏木委員長 それこそ各評価機関の特色をそこに織り込むということになりますね。

○米倉委員 きょうは、時間限られていますし、初回でございますから、先ほど出された論点整理の9項目を全部やることはできませんので、恐らく初めの1、2、3の部分が大事な焦点になるのではないかと、つまり基本的な考え方ですね。司法試験との関係をどうするかという、これも最大基本的な問題ですから、1、2、3まとめて基本的な考え方なのだろうと思いますけれども、それは先ほどご説明をいただきまして大変結構なことで、特に7つのスキルと2つのマインドですか、大変結構でございますけれども、ちょっと角度を変えて意見を述べたいのですが、評価に当たっての基本的スタンスとして3点くらいあるのではないかと、ちょっと述べさせていただきますが、第1に、その評価委員会の評価基準に不純物を混入しない方がいいのではないかと、つまり議論を混乱させる、議論を果てしもなく重ねることになるおそれがあるような論点を初めから排除すると。それは、どういうことかといいますと、その一つは問題の評価の対象になっている、具体的な法科大学院の経営維持上やむを得ないというような観点から評価を緩めることはやめると、しないと。これは、そういうことは経営ができるか、できなくなるかなどということは当委員会の関知したところではないはずなのでありまして、したがってそれは別途解決をしていただくと、寄附集めて、お金をたくさんつぎ込んで人を雇って、少人数といいながら70、80、90、100なんていうような、そんな大クラスを実際はやっているということになりますと、それも経営上仕方がないと、それを認めるというようなことは、断じてあってはいけないと思う。その辺は、この評価委員会では関係がないことで、つまりいけないという、私はそれに甘えてはいけないと思いますが、そういうことが一つ確認しておく必要がある。それから、教員は研究ができないなんていうことを持ち出すべきではない。研究を阻害するのは初めからわかっているのでありまして、そんなことは今さら言うてはいけない。研究をやりたければ、それぞれの大学が工夫すればいい。何歳で線を引いて、それ以下の人は研究やってください。その人はロースクールは担当させませんから、その間一生懸命やってくださいとか、きちんと制度化するとか、いろんな、大変お金集めてきて、寄附金集めてきて教員をもっとたくさん雇うとか、いろんな方法で研究時間がひねり出せるはずなので、そんなことは、直接それぞれの大学でおやりになるべきことなのであって、評価委員会が評価するときに、研究を阻害しているから、少し緩めてやろうかなという観点をもち出したのでは、これはいけないと。これをやっぱり確認しておかないと、ともすると研究が大事だからということで、戻る心配がある、腹を決めてスタートしているはず

ですから、とやかく言うべきではないので、それが今不純物を混入しないことをお願いしたいのですが。

第2には、受験勉強に成功しているかどうか、つまり、要するに司法試験合格者数、あるいは率、それはやっぱり余りそれにこだわり出すとだめだと思うのです。それは、参考程度にはしませんが、それが経営面であれば、この評価委員会で、あなたのところはだめだなんて、言うまでもなくおのずから市場原理が働かして、受験者、学生が来なくなりますから、おのずとそんなものは閉鎖に追い込まれるので、余りここでもってあなたのところは受験の勉強が、合格率が悪いと。だから、やめなさい、悪いロースクールだ、そういうことを言わなくてよい。この司法試験合格率、合格者数が多いか少ないか、高いか低いかというようなことに余りこだわることはない。ずっとやってみて、全体としての評価の中で、済みませんが、ちょっと低いのではないですかというようなことを指摘するくらいのことは結構だと思いますけれども、これを決め手にして、あなたのところはだめなロースクールだとか、悪い評価をつけるというのは、いささかどうか。大体その受験勉強するなといったって、絶対するに決まっていますのでありまして、必ずするに決まっています。ですから、むしろそんなものを重視するなんていうと、ますますやるわけです。とてもじゃないがロースクールの理念は吹っ飛んでしまっていて、だからそんなものはむしろ放っておいた方がいいのではないかと。放っておいても受験勉強は一生懸命やるに決まっているけれども、受験勉強に成功しない大学は、おのずから閉鎖に追い込まれるであろう。経済原理の知らしめるところで仕方がないと思います。ですから、私は要するに司法試験合格率を余り気にしたような評価基準はつくるべきではないと思っております。

第3番の基本的スタンスは、やっぱり実地検分の必要がある。同意者ヒアリング、当局の提出した書面、あるいは当局者とのヒアリングだけでは、もちろん足りない、どこかに書いてありましたように、現場検証とか何か書いてありましたけれども、やっぱり実際の授業のやり方なんか見て、果たして本当にちゃんと双方向性の授業をやると、これだけやっていけば、口述試験は廃止したってよかったのだというようなことにならないといけないと思うのです。それなのに表向きは、双方向でやるやると学生を集めておいて、実際には旧態依然とした講義が主体を占めているというようなことになると、大体学生からも文句が出るでしょうし、よろしくないと思うのです。脱法現象が出てくる可能性がある。要するに名目を変えた学生を収容したり、いろんなことがあり得ると思うのです。現場を見て、それも抜き打ち的に見て、学生をつかまえてヒアリングをやるという徹底的なことをやりませんか、ただ単に評価委員会は評価してくれたけれども、実態はつかんでいないと、うまくごまかされているというふうなことになったのでは、評価委員会は何もならぬということになりますので、取り組みの基本的な考え方を逆の方からこういうことがあってはいけないという見地から、私としては申し上げたい。以上の3点を申し上げて、皆さん方にご意見を賜ればと思っております。そういうことでございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。追加的な観点としまして3点ばかりご指摘いた

だきました。第1に不純物を混入させないということ、さらに二つに分かれまして、要するに法科大学院の経営に対する配慮ということは考えない、それから研究に専念できないなどという教員の不満も考えない。

それから、第2番目として、司法試験の受験勉強に特化しているかどうかという点。これもほうっておけば、やっぱり司法試験に一人も受からないというような法科大学院は自然淘汰されるのであるが、逆に、それを評価項目に入れてしまったりすると、受験勉強を一生懸命やりだすという逆効果が出てしまうので、これについては余り触れない方がいいのではないかということ、3番目は実地検分、実態調査の重要性ということであり、いずれも非常に重要な点で、私はもっともだという気がいたします。

○浦部委員 今の米倉先生のお話、もっともな感じがするのですが、私もちょっと逆の心配をしております。私自身、今副学長という立場にあるものですから、どうしても経営の方を考えて、国立大学でも経営を軽視することはできない時代で、そういう観点からいいますと、その法科大学院の卒業生が司法試験に受からなかったときの受け皿が社会になると、その法科大学院ではどうしても司法試験に受かる、そういうことを目的とすることになってしまう。そのことによって、結局法科大学院を設立しようとした趣旨が損なわれるような教育が行われるという結果が生ずるのではないか。そのことを実際どういうふうに評価基準に組み込んでいけるのかという、そっちの方が問題だろうと思うのです。司法試験の合格率が低いからだめだというような言い方ではなくて、あなたのところは司法試験の合格率はいいかもしれぬけれども、やっていることはこんなことだから、だめだよ。こういうことが言えるような基準をどうやってつくるかと、そっちの方がむしろ重要になるという気がしております。問題は、やっぱりロースクールの卒業生の受け皿というものが社会的にどこまであるのか、そこが問題になってくるわけで、仮にそういう評価基準をつくって、あなたのところは受験勉強ばかりやっていてけしからぬという評価をしたところで、実は合格率がよければそれなりに受験生が集まる。したがって、そういう大学が実は市場の中で生き残ってきたという結果になるおそれがある。だから、ロースクールのローの字のスペルが間違ったロースクールができてしまう、そういう危険性というものが非常に高い。その辺をどう考えるかというのは、これは一つ非常に大きな問題というふうな気がしています。

それから、もう一個は、全く全然別の観点ですけれども、私たちも今、大学評価・学位授与機構の評価というのを法科大学院も受けているわけですが、これが大変な作業でありまして、自己点検評価報告書をつくるというのは、本当に大変な作業なのです。私なんかもそれにかかりっきりみたいなのところがあって、そういう負担というものをどこまで要求するのかということが実は非常に大きなことです。法科大学院の場合には、総合大学の場合でいいますと、単なる一つの部門にすぎない。ですから、それを全学的な視点でもって評価体制を検討するということができないわけで、その部局が担わざるを得ない。そうすると、その部局のかなりの人的資源が評価のために費やされてしまうという事態が



現実に起きているわけで、大学評価・学位授与機構の評価でもそうなのですから、だから全学評価というものがありますけれども、そうすると全学評価となると、我々のような執行部はもちろんのこと、それから各部局から教員を集めて大々的なチームをつくって用意をしないと、その対応はできない。だから、その評価を行うということは、行う側と、受ける側の負担というものをどの程度合理化できるか、そこが一つの大きなポイントになってくるといえます。

それと、もう一点は、これは評価を受ける側の感覚かもしれませんが、評価者が権力化するという傾向というもの、これはどこの国でもあるようなのですが、そういうことがあったのでは個性的な大学、法科大学院というものは望めない。だから、それをいかに防ぐか。こちら側も、評価機関側の姿勢として、評価者が権力化しないこと、そのことをいかに防ぐかという、そのところはきちっと踏まえておらないと大きな問題になります。

○柏木委員長 ありがとうございます。今の浦部先生のご指摘の点は、まず第1点が司法試験と、司法試験準備と、それから法科大学院の教育の関係についてということで、米倉先生の2番目の論点と重なり合っております。

新しい論点としましては、その評価に対する対応を準備する評価の受け手の方の負担の問題であります。これは確かに今回の法科大学院の申請でもかなりの負担を強いられています。評価のためなら何でも聞けばよいというものではなくて、やはり相手方の負担というものも考えなければいけないのではないかと、という新しい視点が出ていると思います。

それから、評価者を権力化する傾向をどう防ぐかという問題ですが、これも非常に重要な問題であります。確かにこういう評価を行いますと、評価者の判断は何か絶対のような傾向を帯びてくるというのは、現在の法科大学院設立認可の過程でも私は痛切に感ずることでありまして、これも非常に重要な点ではないかということを感じます。

米倉先生の三つの論点のうちの第1の論点は、多分このきょうの論点整理の1番の取り組みの基本的な考え方の中でご議論いただくのがいいのではないかと。それから、第2点と浦部先生の第1点ですが、これは司法試験との関係ですので、第3番目で議論する。それから、米倉先生の第3番目の実地検分の重要性、ヒアリングの重要性につきましては、全くそのとおりでありまして、その表面の申請書と実態が大分乖離するのではないかと、いう予測を私は持っておりますけれども、これはきょうの論点整理の9番の問題であって、ご議論いただくことになるのではないかと思います。いずれも非常に貴重なご指摘でありましたけれども、ほかに、どうぞ。

○菊池委員 ちょっとまとまっていないうちに発言するので、うまくご説明できるかどうかよくわからないのですが、少し違う切り口かもしれませんが、準備会の資料8でございます。この2ページ目に冒頭、使命とありますが、認証評価事業の使命ということなのだろうと思うのですが、この文章を読みますと、適切に法曹養成の機能

を果たしているかを評価し、法科大学院から生み出される法曹の水準の向上を図ることを使命として、と二つ分けて書いてあるような文です。これは、準備会が書いた文章だと思うのですが、私はそこを明確にこの二つを区分して評価の目的を2段階にさせていただき、二つに分けたらどうかというのが私の意見なのですが、一つは先ほどお話があったように、この特定の法科大学院が設置基準を満たして、引き続き最低のものをクリアしているかどうかということの評価をする、これが一つの使命。それから、もう一つは、そこから先はベターな方向だと思うのですが、それ以上に理想的な法曹養成を目指して法曹水準の向上のためにどの程度のことが行われているかという、この評価を二つ分けて、前者については比較的客観的なデータをベースにして厳しく評価をする、それから2番目の方は、どちらかといえば自己評価をベースにしながら、評価機関の役割としては自己改革を促していくようなことです。さっきお話があったように、自己評価をする作業が重くて大変だということにならないように自己評価は自分のためにしているのだというような位置づけにできるような形で、だからそこは二つにはっきり明快に分けてやることによって何か工夫ができないかなというふうに思っているのですが、そういうふうに分けて考えれば、この9項目の中の幾つかは自然に解消するような問題があって、割と答えが見えやすいのではないかなという気がしております。これは、私の意見なのですが、

ちょっと違う話かもしれませんが、会社を評価するのに格付機関というのがございまして、これの一番の目的は、皆さんご存じないかもしれませんが、投資適格かどうかという、トリプルBを上回っているか、下回っているか、これが一つの目的なのです。でも、上回っている会社の中でトリプルAからトリプルBまで何段階に分けて評価をすべき、こういう感じで、この最低ラインをクリアしているかどうかということとベターな方向にどこまで行っているか分けて評価の仕方も変えてみるというのはどうかと一つのアイデアとして思ったのですが。

○柏木委員長 菊池委員から大変よいご指摘をいただきました。これは、本日の論点整理の4番の問題に特に関連してくる。4、5、6あたりですか、これに関連して非常に整理がしやすい考え方ではないかという気がいたします。

ほかに論点整理のこの項目につきましてご意見ございますでしょうか。

○米倉委員 私が発言してばかりで、ちょっと遠慮した方がいいのかもしれませんが、今のお話に触発されて聞きたいことがございます。それは、先ほどの司法試験合格者の中の問題とも関連するのですが、要するにロースクール、法科大学院というのは何も司法試験受験勉強を塾から取り返して大々的にやらせるというのでは毛頭ないはずなのです。ですから、考えてみると、視野が広い、国際的にも通用する、しっかりした弁論も立つ、そういう要するに七つのスキルをちゃんと身につけるような、そういう勉強を大学院でさせているかということが大事な評価基準になるべきで、そうすると受験科目以外にどういう科目をどういう比重で必修科目にしているのかというのは、それをやっぱり見

て受験科目以外にも、こういう国際的な問題については、ちゃんと分析能力を備えたような法律家を養ってやるべくやっておりますとか、そういうようなことが評価の対象になって、非常にそれはよく行われていると、その卒業単位の中でも、それはかなりの比重を占めていると、受験科目だけではないというようなことを評価して、それが立派であるということであれば、たとえ現実に合格率がちょっと低いだけでも、そういうことは二の次にして、それはそれでたまたまその年の問題がどうだったということもあるでしょうから、そのロースクールとしては立派な経営をおやりになっていると、法科大学院創設の精神にきちんとしたことをやっていらっしゃるというような評価があって、それは、だからマストではなくてベターなのでしょう。それは減点ではなくて加点事項に入るのだらうと思いますけれども、そういうようなこともやっぱり評価をするときに、いかなる科目が、いかなる比重を持って必修としてされているかというようなことがやっぱり目のつけどころではないのかと思っておりますけれども、要するに余り受験科目ばかりやるというのは、どう見たってゆがんでいまして、創設の精神から離れますので、それはよろしくないということを申し上げたいのですけれども、恐らくその辺は余りご異論もないのだらうと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○柏木委員長 これは2番の問題になるかと思いますが、評価によって重点を置くべき事項について、もうちょっと細かいところを考えなければいけないのだらうと思います。というのは、例えば30人校ですと、展開・先端科目というのは余りたくさん科目を置けないとか、300人校であれば、非常にパラエティーに富んだ科目が置けると、こういう事情もあります。見ていますと、一応今度の新しい法科大学院の理想に近づけたようなカリキュラムにしながら、実際問題としては、例えばゼミでは司法試験科目に非常に特化して必修の単位を非常にふやすというようなことをしているところもあります。これは先生がおっしゃった実地検分で見なければいけないことなのではないかなと思います。川端先生、どうですか。

○川端委員 もう少し原則的な話を少しさせていただきたいなと思います。設置審査の構想では、今回の法曹養成、司法制度改革をよく理解し、その中で要求される新しい法曹像を理解し、そのための新しい法曹養成教育がこういうことで要求されることになったというのをよくわかっているところと、どこから書き写したのだらうなというようなところと、全然解っていないなというのが、実はあったわけです。例えば今言われたカリキュラムのバランスなんか法律基本科目と実務基礎科目、隣接・基礎法学、それから展開・先端科目のバランスということで、限られた時間でどういうように履修させようとしているかという構想自体して確かに優劣があったのですが、しかしそれはあくまでペーパー上の優劣でして、これはペーパーを書いた担当者がたまたま優秀な人であれば、素晴らしい設置審査の書類は書けるわけです。それが実際にやられるかどうかというのは、やっぱり開校後に、実際に行ってみなければわからないということだと思っております。ペーパーはひどいけれども、実際には素晴らしいところと、ペーパーはいいけれども、実際やっている

ことは非常にひどいというのが出てくるので、そこをきちんと志願者たちがわかるようにするために、第三者評価というのは非常に重要な役割をこれから担っていくのだろうと感じました。特に教員の本当の意味の教育能力、しかも新しい法学教育に要求される双方向、多方向で密度の濃い授業を本当に展開できるのか、単なる法的知識の伝授ではない、法的思考能力を高められるような授業をできるのかという能力は実は何も審査していないわけです。これが本当にできている教員か、できていない教員かというのは、行ってみたいとわからない。いずれにせよ、実際にちゃんとやっているところは、それで非常に高く評価されるような、そういうあり方でないと困るなというのは強く感じました。その意味でも、第三者評価機関に対する期待というのは強いのです。先ほどから出ていますけれども、司法試験の関係で言うと、司法試験の科目自体は今度の法科大学院のカリキュラムに要求される、ごく一部しか試さないことになっている。その残りは、法科大学院できちんと教育して、それを修了しているから、法曹となる資格があるのですよという仕組みなので、いわば司法試験科目以外の部分をどれだけきちんとやっているかというのを評価するのが私は本当の第三者評価機関の役割ではないのかというふうにも感じています。その辺を踏まえた第三者評価がこの法務研究財団のやる第三者評価で実現できるようにしていただけたらと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。最後の点は、特に重要だと思うのですが、新司法試験の検討会が今開かれておりますけれども、そこでの報告書の中にも、新司法試験というものは法曹になるための資質のうちの一部しか測定できないのだというようなことが書かれることになると思います。時々この点を間違えて理解する人が非常に多くて、司法試験に合格すれば、法曹となる能力はすべて備わっていると考えたり、合格しないとその能力の一部が欠けているというような誤解をする人がおります。大変に重要な指摘だと思います。

中川さん、何かコメントございますか、きょうの論点整理について。

○中川委員 先生方のご意見をお聞きして、全くそのとおりだなと思って私は聞かせていただいたのですが、第三者評価をするときに短期的な視点と長期的な視点を考えた方がいいのではないかと思います。短期的に見ますと、確かに今大学の先生方、恐らく出口の司法試験というものが念頭にあるかと思しますので、そこのところどうしても焦点がいきがちで、カリキュラムの中身も確かに司法試験を受験するためのカリキュラム、一見そうではないのだけれども、実際そうなるのではないかという、そういう心配を持たれるのも確かにそのとおりだろうと思います。ですから、そういう意味では、非常に短期的にはかなり実地検査等もして、本当に今回の申請に出されたとおりの理想とすべき教育がされているのかどうかということを見ていく必要があります。その中で、思っているとおりにやっていないところは、やはり結果もそういう結果が出るかもしれませんので、そういう中では自然淘汰というのは、ある意味で出てくるのではないかと思います。その後で、長期的に言えば本当にすばらしい法科大学院というものが残っていくという段階になったと

きの第三者評価というのは、また非常にレベルの高い第三者評価ができるのではないかなと思うのです。また、この日弁連法務研究財団が行おうとしている評価の中でユーザーの視点というのを強く打ち出していることは、非常にいいことだろうと私は思います。法曹として出ていった人、あるいは法曹にならなかった人であっても、社会の中で受け入れていただける人材を出しているのかどうかというものは、大事な視点で、ユーザーから見ると、いい教育はしてもらったのだろうけれども、この人使えないな、会社に入っても使えないなというのでは、やっぱりちょっと困る部分があるのではないのかなと思うものですから。そういう意味でユーザーの視点ということを非常に大事にする、これを第一義的に考えるというのであれば、やはり出口もある程度見ていかざるを得ないのではないのかなと。その出口は、別に司法試験の合格率というだけではなくて、卒業生の方が社会の高い評価を受けているかどうかということを見ていくべきではないのかなと思っています。そういう意味では、法務研究財団が行うユーザーの視点というのが大事だなと思っていますので、ぜひそういう意味で、厳しい評価をする機関だと、ここでやる評価がやっぱりユーザーの評価と一致していると、そういうものであるというのが、理想的なのではないのかなというふうに感じました。

○柏木委員長 ありがとうございます。今の中川さんのご発言で、図らずもこの第1の論点、取り組みの基本的な考え方に入ったわけですがけれども、論点としましては今米倉先生を初め、いろいろな方からご指摘をいただきました点をもう一度事務局で考えて、多分落とす点はないのだろうと思うのですけれども、つけ加える点があれば、また論点につけ加えるということにしたいと思います。

九つの論点のほかに、さらに論点がつけ加えられてきますと、検討の機会はきょうを含めて2回しかございませんので、先をちょっと急がせていただきます。今中川さんからユーザーの視点というのは非常にこれは大事であるというご指摘をいただきました。基本的な取り組み方としまして、飯田先生の方から、この資料8の2ページ目、3ページ目に書いてありますユーザーの視点と、それから4ページ目、5ページ目に書いてある二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢というもののご紹介がありましたけれども、こういうような基本的な取り組み方につきましてご意見ございますでしょうか。ユーザーの視点という指摘がございました。私も昔はユーザーであったわけですがけれども、ユーザーの視点の明確な基準を作ることは非常に難しいのです。例えば新入社員をとりまして、とるときに面接をやるとするのはいいけれども、伸びるかなと思った人が全然伸びなくて、はしにも棒にもかからないかなと思った人が3年ぐらいの間に急速に成長するというようなことがたびたびございました。人を見ることの難しさというのを痛感しております。そうはいいいながら、だからといってあきらめるということではなくて、やはりユーザーの視点を法学教育の中に、特に法科大学院の法学教育の中に取り入れるということは非常に重要だろうと考えております。

ほかに、この取り組みの基本的な考え方及び二つのマインド、七つのスキル、五

つの姿勢につきましてご意見ございますでしょうか。

○宮川委員 この二つのマインド、七つのスキルの議論には私も参加していますから、責任もあるのですけれども、確かに法律家にあまねく共通している、こういうスキル、マインドという基本的なものがあります。ただ、こういう切り口でだけ法科大学院教育を評価することが正しいのか、という疑問も感じます。各法科大学院のカリキュラムなどを見ますと、独自性を出そうという努力をされているところが幾つもあると思います。地域に根差した市民法曹をつくらう、あるいは環境問題に強い、新しい法曹をつくり上げようという考え、今までにない法律家をつくり上げようというような、そういう情熱が感じられるところもあるのです。評価に当たっては、創造精神といいますが、実験精神をも評価する、そういう視点が必要だと思います。それをこの七つのスキルと二つのマインドの中で拾い出していけるかということ、必ずしもうまくいかないのではないかと。違う視点からの評価も考えた方がいいのではないかと思います。

○柏木委員長 今の点は、川端先生どうですか。

○川端委員 私もこの基準、七つのスキル、二つのマインドでは、具体的な評価ってできるのかなというのが正直なところでして、これは評価する側の視点ではあっても、評価基準という形では機能しないのではないかと思います。もっと細かい具体的な評価基準を見ないと何とも言えないのですけれども、こういう抽象的なことでは調査が進みっこないのではないかという気がいたします。

○宮川委員 ABAの評価基準とは違いますね。向こうは具体的です。ただ、ABAの評価基準で教育の評価ができるのかという議論を経て、こういう基準が生み出されてきたのです。

○川端委員 カリキュラム関係については、いわゆるミニマム・スタンダード的なものが事実上もっとあるわけで、それが多分きょうの評価基準のイメージにもある。教え方( )の方でやるのかなという気もしますけれども、その組み合わせをどうするか。やっぱりもう少し考えないといけない。

○柏木委員長 私の理解も川端先生の理解と同じで、この基準は大変立派な基準であると思います。しかし、これをそのまま評価基準としては全く使えないなという感じがしました。これは、フィロソフィーを述べたものですね。そのフィロソフィーをにらみながら、もうちょっと具体的な評価基準をつくらなければいけないのだろうという気がするのです。実際審査しても、例えば家族法を選択科目に置いてしまうとか、あるいは家族法を置かないというような法科大学院すらあるわけです。これをどう評価するのか。例えばビジネスロイヤーは家族法なんかほとんど使わないだろうと、あるいは環境法ロイヤーも家族法使わないだろうと。だから、そういうビジネスロイヤー、あるいは環境法に特化したロイヤーをつくるのであれば、家族法なんかは選択科目からすら要らないのだという考え方が妥当なのかどうかと、これは非常に難しい。このユーザーの視点、それから二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢からは、どうもそういう評価基準が出てこない。ですから、評

価基準案に異論はないのですけれども、もうちょっと具体的な基準がこれから出てくるのだらうと思うのですけれども。

○村瀬委員 同じような感じを抱いたのですが、一つはミニマム・スタンダードにどうしても必要な受験科目になると思うのですけれども、それとそれ以外の科目とのバランスの問題と申しますか、そのあたりも、やはり実務家としては必要最小限度の勉強というのがあるような気がいたしまして、そうしますとその辺がやはり、当然受験科目ですから、一生懸命やってくると思うのですけれども、全体の理想的なバランスというのはどの程度のバランスを考えればいいのか。例えば全然今まで法学部、法律を勉強していない3年の未習者が3年間で必要な勉強、どうしても骨格となる勉強についてどの程度時間をかければ実務家として基本的な能力というのが持てるのかというようなイメージがいま一つはつきりしていないかなという気がしたということです。

○柏木委員長 これは、もう設置基準にかなり詳細に規定がされているように思うのです。例えば設置基準ではミニマム3年間で93単位、最高は100単位を超えるとちょっと多過ぎるのではないかと申すこと。あまり単位数が多すぎますと、学生が集中して勉強できないのではないかと申すこと、取得単位数の上限が決まっております。ですから、大体ほとんどの大学、法科大学院が93単位から100単位の間で修得単位数が決まっています。その中で、1年次というのが大体30単位を取得させるところが多い。これは1年次というのは基本科目をやることになっているわけで、法学部を出た人、既習者試験に合格した人は1年次をパスできるということになっていますから、それは民事系、刑事系、それから公法系の科目が並ぶということになります。2年次は、さらにそれを深めた双方向での演習科目あるいは隣接科目、それから実務科目が並んでいるというようなイメージになっている。展開・先端科目が何単位でなければいけないという基準はなかったと思います。

○川端委員 デファクトスタンダードである田中委員会などでは修了単位の1/4から1/3程度は、展開・先端科目に配当するのが適切とされています。

○柏木委員長 というようなことで、設置の段階でかなり厳しく枠がはめられております。その枠の中でこの二つのマインド、七つのスキル、五つの姿勢と、それから最初の取り組み方の基本的な考え方をどう生かして評価するかということになるのだらうと思います。

○新堂理事長 全く関係ないのですけれども、先ほどユーザーの立場という、視点というお話が出たので、思い出したのですけれども、準備会の段階で、学生もユーザーではないかというお話もございまして、確かにそれはユーザーに違いない。高い授業料払って、もちろん志はあるのでしょけれども、この先どうなるか大変不安のうちに、しかし一生懸命勉強している、その学生に対する大学サイドのいろんなテイクケアがどういう形で行われるのか、そのテイクケアの仕方がどのように改善されていく仕組みになっているかといったような観点からの評価が必要なのではないだらうかと考えられます。特にその一流校と言われる大学がそういうことについては余り思いをいたさなくても破綻ということにはならないでしょうけれども、地方の大学あたりになりますと相当深刻な問題をはらんでい

るのではないだろうか。そういった中での法科大学院の卒業生を成功させていくためには、そういう内部の、うまくやっていくシステムみたいなのがやっぱりこれまで以上に必要になるのではないだろうかと思います。それもやはり評価要素の一つになるのではないだろうかと思います。

○米倉委員 それは、全くそのとおりの話で、つまり片方で成績評価を厳しくしてもらわないといけませんけれども、反面学生をどれだけ助ける仕組みができていいのかという、それがやっぱり大事なポイントで、特に未習者が入ってきたときの相談相手になれるような、そのシステムが用意されているのかどうか。高い授業料をとった上で、ほったらかしにしておいて、できないやつは出ていったらいいだろうなんていうような、そういうのはよろしくないと思うのです。やっぱりそれだけのケアシステムというのがちゃんとシステムとして用意されているのかどうかというのは、やっぱり大事な評価基準の一つ、ある意味でユーザーフレンドリーシステムがあるのかどうか。ある種の消費者問題になるのですけれども、しかしそれは無視できない。どうしても、例えば法律になじめない人だって、あるいは入ってきます、適性試験やっているはずですけども。それだったら、やっぱり方向転換を早くしていただいた方がいいということになるわけで、そういう人たちに対するアドバイスも必要だと思うのです。不適なのに2年も3年も法律やっていて、結局司法試験は受からないわ、出たはいいけれども、就職口はどこがあるのですかと言われても、困ってしまうわけです。だから、そういう人を早い内に方向転換をさせるとか、あるいはそういうことがないように一生懸命きめの細かい指導を側面でやってあげて、それでもついてこないようではちょっとどうしようもないわけですけども、法科大学院としても側面から学生の学習の相談に乗ってやって援助してやるという、そういうシステムをやっぱりつくっておかないといけません。お金もかかることなのですけども、仕方がないと思う、そういうことは。学生を引き受けた以上、それはやるべきだ。そのポイントが整っているのかということが大事な評価のファクターになるのではないかと思います。それは、今新堂先生が言われたとおりであります。アメリカなんかでも、やっぱり授業についてこれない学生が後から相談に来て、それに対してこういうアドバイスしてあげたというのは、時々エッセーみたいなのに載ってしまっていて、読んでいますけれども、あちらにもそういうことはいっぱいあるのだらうと思いますけれども、やっぱりそのポイントは忘れてはならないことではないでしょうか。ケアですね、一種の、ケアシステム。

○柏木委員長 一応自己点検評価とか、ファカルティ・ディベロップメントの体制とか、そういうものについても設置申請書に書くことになっているのです。心配なのは書いてあることが本当に実行されるかという問題なのです。これは一番最後の9番の問題になると思います。評価方法をどうやるかということが問題になりますが、学生の話聞くということも絶対必要ではないかという気がするのです。学生が幸せに勉強しているかどうかということを実体化してチェックするというようなことが必要なのではないかという気がします。そういうことを考えますと、このユーザーの定義は余り書いておりませんが、法律事



務所と、それから裁判所、検察庁、それからあるいは企業の他に、多分学生も入ってくるという状態がいいのではないかという気がいたします。

○京藤副委員長 私は、法科大学院をつくるというとき、学生をユーザーに入れるとなると、ちょっと違った視点が必要になると思います。ここに書いてある二つのマインド、七つのスキルといったようなことを実現しようとするとき、最大の抵抗勢力になるのは司法試験に特化した目的合理的な学生なのです。説明会では司法試験に受かるようにするための科目は用意されているかということをお聞きいただけます。ですから、次の説明会では、法曹として要求されている能力と司法試験との関係を説明して、法曹になるためにどういう資質が必要なのかということをお聞きを学生を説得するようにしたいと考えています。このようなプロセスがどうしても必要で、受験生の場合には自分の生活がかかっていますから、試験にかかわらない部分は切り落としておきますので、ここの部分はどやって説得していったらよいのか。しかも、インセンティブはないわけですから。そういうものを受けるといことが当面の短期的な目標からいって視野には入らないので、ケアと説得というのですが、そんなような視点をいれることがどうしても必要かなというふうに思っています。ここに書いてあることを実現しようといった場合に、法科大学院の教師はこれで説得される。これは、もうほとんど確信を持てるのです。しかしこれを学生に説得するには、大変苦労する。学生の注文を聞くということは、この点がほり崩されていくというような側面があるということはお否定しがたい事実なので、ここは多分法科大学院でも一番悩むところではないかと思うのですが。

○高木委員 またちょっと専門外で間違った理解があるかもしれませんが、認証を受ける側、法科大学院が認証を受けるときに、どういう項目で評価されるのだということがよくわかるということが重要だと思うのです。抽象的な理念あるいは哲学的なものでも評価されるということと、具体的にこことこことこが、数字であらわされるという必要はないかもしれませんが、明示されている方が受ける側は都合がよいと思います。特によくわかりませんが、認証機関が複数あった場合にどこの認証を受けるのだというときに、受かりやすいところを受けようかというような心配が出てくるのか、あるいは我々の慶応ビジネススクールですと、アメリカのAACSBというところで認証を受けたことがあるのですが、1カ所しかないのです。全世界でもうそこがメジャーになっている。もうそこしか受けるところがない。1年ぐらいかけてやるのですが、どういう項目だというのは、かなり分量のある冊子になって、もう事前にわかるのです。相当手間はかかるのですけれども、それを通過するというに向けて学内努力をするというのも、もう学校全体の質を高めるためになるというガイドラインとしても理解されています。そういうちょっとユーザーの議論ではないのですが、受ける側の視点でもわかりやすい基準をつくっておかないといけないのではないかと思います。

○納谷委員 今話を聞いてちょっと思い出しました。私は、現在大学基準協会に委員としてかかわっていますが、かつて明治大学でも自己点検評価をやりました。浦部さんがお

話ししているように具体的な項目がないと全体を動かすということが難しかったと思います。ここでの評価基準を決めるときには、今おっしゃられたようにマニュアルというか、ある程度細かい項目があって、それを目安に作業してもらって、一覧にしていくというものがないと多分難しいと思います。多分この資料 13 にあります評価基準のイメージというところを具体化していく中で、もう少しはっきりしてくるのだらうと思いますけれども、かなり細かい項目を具体的に決めていかないとでき上がってこないのではないかと思います。

それから、二つ目、さっきユーザーの視点からというところの話で新堂先生がおっしゃられましたけれども、多分私もこの資料 8 をつくる時にちょっとかかっていたものですから、ちょっと言いにくいのですが、このユーザーの視点というのは法曹に対してどう思っているかというイメージであって、先ほどの「学生がどう思うか」というのは、多分この資料 13 のイメージの 7 のところで環境の問題として考えていけばいいのかなと、このように思いました。ですから、やっぱりそこはちょっと切り口を変えて考えておかなければならないと思います。少しそこら辺を整備して審議していただければありがたいと思っております。

○米倉委員 ユーザーという言葉が違うのですね。全くおっしゃったとおりで、まさにこの資料 13 の 7 ですね。

それで、今おっしゃったことなのですからけれども、要するにこの七つのスキルで 5 ページに書いてある、問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力、これだけやったって、これで審査しますよと言われても、される方も、これではどうにも対応のしようがないわけですし、我々も審査できませんので、これをやっぱり分解して、例えば民法の例を出すと、どういう授業進行予定表をおつくりになっているのですか、それを一遍出してみても、何月何日にこういう項目について、こういうケースを宿題に出しておいて、これこれの論文を読ませておいて、それでやりますと、そういうような具体的な資料を出していただいて、それを場合によったら、時々抜き打ち的にのぞきに行って、本当にそれやっているのか、そういうディスカッション本当にやっているのかということをやります。「事実認定」はできませんが、から、 、 、 、 なんていうのは、あれを 30 回も 40 回も年間やっているのかどうか。それを民法だけではなくて刑法でもやっていますというふうになってくると、それでは、大体七つのスキルはついてきて、特にコミュニケーション能力なんか相当学生もなれてきてしゃべっているようだから、あれくらいしゃべれるようになれば、口述の試験は要らないというのがよくわかったという部分があるわけです。ところが、いざ行ってみたら、進行予定表どおりやっていない。一方的な講義が主になっている、こういうのが実はまかり通っているということになってくると、これではちょっとだめなのではないですかという、そういうことになるのではないのでしょうか。具体的な詳細とか、何かそういう授業進行予定表とか、そういったものを一

遍調べて、提出求めて、それで一遍やらないと、ちょっとどうしようもないことなのだと思います。きょうは、そこまで入ることができるわけではありませんから、だんだんとそれが具体化されていくのだろうと思います。

○柏木委員長 おっしゃるとおりだと思います。本当に基本的な取り組み方のフィロソフィーということだろうと思います。

○浦部委員 特にお聞きしていただいたのですが、私は基準協会の審査の方に出たこともありますので、それとの対比で言いますと、この資料8にある評価の考え方、何を評価するのだということ、評価のターゲットがはっきりしないというか、一つの、つまりソフトの面だけ評価するような、私はこれ最初に拝見したときに、ここでは側面の評価だけに絞っているのかなというような印象を若干持ったのです、つまり教育内容だとかカリキュラムとか。きょう評価基準のイメージというのをいただきますと、必ずしもそうでもないというところがある。先ほどの学生に対するケアの話とかなんとかというのがありますが、ここの中からは全然そういうことがうかがえない。ですから、まず、ここでこの法務研究財団として認証評価をされるときに何をターゲットに評価するのかという、そこをまず整理しないと評価基準は作れないんじゃないかという気がちょっとしたのですが。

浅古委員 文部科学省に提出する「設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」(以下、「設置の趣旨」という。)の下案を書いた立場から申しますと、文部科学省が定めた設置基準をクリアすることは、それほど困難ではないのですが、ご案内のように「設置の趣旨」に盛り込まなければならない項目と内容が示されておりまして、そこに司法制度改革審議会の最終意見や中央教育審議会の答申に示された理念を、設立をする大学として、どのように具体化するかを書き込むことが要求されております。法科大学院は新しい教育システムであるだけに、既存の大学のシステムの枠の中で、「設置の趣旨」に書き込んだことを具体化していくということが容易でない面もあり、どこの大学もご苦労をされておられるのだろうと思っております。ですから、認証評価としては、各大学が「設置の趣旨」に書き込んだことをきちんと具体化しているかを評価することになるのだろうと思います。法科大学院のシステムがうまく立ち上がって機能していくためには、このところをきちんと評価することが大事な点であろうと思います。

学生からの評価の問題ですが、もちろん学生の意見を聞くということは大切だと思っているのですが、アメリカのようにロースクールが制度として成熟している段階で、学生の意見評価を聞くというのは有効だろうと思いますが、現段階で学生の意見評価を聞くことになると、法科大学院本来の在り方と違った学生の意見に引きずられることになりはしないかと危惧をいたします。私たちのところに沢山のメールでの質問が入学志望者から寄せられていますが、そのなかには、「どのように司法試験受験のための指導をしてくれるのか」という問い合わせが、かなりあります。学生は大変な誤解をしているわけで、先日、早稲田大学では学生に法科大学院の授業というのは手取り足取りではないのだよと、こういう授業になるのですよということを見せようということになりまして、モデルを使

っての模擬授業をいたしました。おそらく初めの何年かは現行の司法試験を受験している学生が入ってきますので、学生の多くからは、受験に対する不安から、いかに受験のための指導が手厚いかということだけが意見として出てくるのではないかと思います。しかし、この意見は、法科大学院システムの本来の理念とはかけ離れた意見であるわけですから、こうした意見に振り回されないようにしなければいけないと思うのです。

○納谷委員 中川さんが言ったように、やはり時期で少しずつ重点が移っていくということをやっていないと、この評価がうまく機能していかないのではないか。その危険が非常に高いと思います。認証評価を当初より高いレベルからやってしまうと、せっかく大学で努力しているところが実らなくなってしまう危険性があるので、そういう視点はやっぱり忘れないで組み立てていくことも必要なのではないかと思いますけれども。

○米倉委員 学生に対して心構えは、くどいくらい聞かせなければいけませんね。法科大学院は受験塾ではないのだということを申し渡し、本当にちゃんと情け容赦なく実行しなければだめだと思うのです。できなければ追いつくぞというアメリカのロースクールみたいに。それをやらないで、ただやらせていると、いつまでたっても事態はよくなりません。またもや受験だ、となってしまうおそれがあるので、これは心を鬼にしても、時にはばんとやらないと転換できません、ただやらせていたのでは。そのところ、大事だと思います。

○柏木委員長 ということは、この3番の認証評価と司法試験の関係は、これは結論が出たようなものでありまして、ほうっておいたら、法科大学院の教育は司法試験に特化しやすくなってしまふのだから、認証評価に司法試験の合格率が高いか低いということは当然考えてはいけないという結論になるのではないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○由岐事務局長 誤解があると思うのですが、事務局で考えたのは、決して機構評価、つまり設置指針で判断したことをやります。ただし、それ以上に教育内容、方法にも切り込みますよという意味でこういうものをつくらせていただいたわけであって、基本は浅古先生もおっしゃったようにシラバスをどう実践しているか。川端先生がおっしゃられるようにシラバスの中にも本当にいいものもあるし、本当にひどいものもあるというのを私どもも聞いているものですから、シラバスの内容は本当に法曹養成に向かって真っ正面から取り組もうとしているのかどうか、そこを評価したいという希望がありまして、これを出させていただいたのです。基本的にこれが評価基準になるのかという疑問は、私どもも持っておりますが、できるだけこの法科大学院が法曹養成に向かってきちっとした機能したものになってほしい。基本的には、大学のシラバスを基本に我々も考えていくし、非常にそれが法曹養成に向かってどういう機能を果たすか。実は、第三者評価機関も黎明期でございまして、これから訓練し、いろいろな経験積んでいかなければいけないと思っております。そういう意味では、大学も黎明期ですし、我々も黎明期だという認識は持っているつもりでございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。何かちょうどまとめていただいたような形になりましたけれども、そういうものとしてこの基本の取り組み方の資料8の先ほどの2ページ目から5ページ目まではご検討いただいたと、6ページまでですか、五つの姿勢までご検討いただいたと。それから、評価について重点を置くべき事項、これは皆様方からも既にいろいろなさジェスチョンをいただいております。

それから、認証評価と司法試験の関係についても、これももう結論が出たという気がいたします。

評価基準は、マストの事項に限るか、ベターな事項を加えるかということも今の由岐先生のお話でまとめがもう出たのではないかという気がいたしますけれども、また今日出ましたご意見を参考にしまして事務局の方でもう一回論点整理をしていただいて、次回また皆様方のお知恵を拝借したいと思います。

ほかに本日議論しておくべきことはございませんでしょうか。

今後の日程でございますが、飯田先生の方からメモが回ってまいりまして、皆様の日程を調査したところ、来年の1月21日の水曜日の午後1時から3時まで。2月の予定が2月19日の木曜日の3時から5時まで、それから、その次が3月9日の10時から12時ということでご予定いただきたいと思います。次回は、予定どおり12月19日の2時から4時の予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、きょうはどうもお忙しいところ、ありがとうございました。